

外国人留学生の就職支援業務委託 提案競技仕様書

本仕様書は、福岡市（以下「市」という）の「外国人留学生の就職支援業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、本市と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 委託件名

外国人留学生の就職支援業務委託

2 目的・概要

外国人留学生においては、福岡での就職を希望する留学生は多いが、日本での就職活動や地元企業に関する情報など、就職に関する学生の認識の不足や、留学生を受け入れる地元企業が限られていることなどから、多くの留学生は市外へ就職しており、十分な定着に至っていない。

このような状況を踏まえ、卒業前年度の留学生を中心に、早い段階から日本における就職活動や在留資格、福岡で働く元留学生等に関する情報提供を行うとともに、地元企業に対しては「外国人雇用に関する制度」や「職場での受け入れ環境」の周知等を行う。また、留学生と地元企業の交流会などにより、留学生の市内企業への就職意欲や市内企業の受入れ意欲の向上を図りながら、これらの留学生、企業をインターンシップ事業に繋げ、留学生の福岡市への定着を促進していく。

3 実施場所

福岡市内

4 実施期間

契約締結日～令和9年3月31日

5 事業概要

以下のとおり、早期サポート事業、インターンシップ事業を実施する。

早期サポート事業

本事業については、下記のとおり、留学生へのサポートとして、留学生が在学する学校での出張セミナーを実施するほか、継続的な就職サポートを行う相談窓口を開設する。

また、企業へのサポートとして、留学生の採用に関心のある企業向けセミナーを実施する。

さらに、「就職意欲が向上した留学生」と「外国人材の受入れに前向きな企業」の対面での交流会を実施し、両者の相互理解の促進、ネットワークの構築を行う。

(1) 留学生へのサポート

①出張セミナー

ア 目的

主に就職活動を始める前の卒業前年度の留学生を主な対象としたセミナーを開催し、「日本における就職活動に必要な知識の学習」や「市内企業の情報提供」、福岡で働く元留学生の情報提供などを行い、地元企業への就職意欲の向上を図る。

イ 対象者

市内の卒業前年度の留学生など

ウ 実施回数・時間・時期（予定）

回数：年間13回 時間：1回あたり90分程度

時期：6～1月

エ 実施方法

専門学校等：各学校に出向いて、対面でのセミナーを実施する。

（10回：1回あたり50～70人程度を対象）

大学・短期大学：受託者にて開催場所を準備し、各学校合同で開催する。

（3回：1回あたり50～70人程度を対象）

<委託業務の内容>

ア セミナー内容の検討・提案

・セミナーの内容について、下記の内容に加え、受託者が、実施目的を踏まえ、効果的と考える内容を提案すること。

また、大学・短期大学を対象とした合同セミナーへの参加を促すための効果的な周知方法を提案すること。

（なお、セミナー内容の決定は、委託者及び受託者の双方の提案内容について、両者で協議の上、決定する。）

○日本における就職活動に必要な知識（就職活動の流れや在留資格等）

○外国人を採用している地元企業の情報提供

○地元企業で働く元留学生等の話

イ 講師の提案

・講師については、セミナー内容を踏まえ、適任者を提案すること。

（なお、講師の決定は、委託者及び受託者の双方の提案内容について、両者で協議の上、決定する。）

ウ セミナーの準備・実施、講師の調整

【専門学校等】

・セミナーの開催にあたって、学校及び講師と事前に必要な調整を行うこと。

（セミナー実施学校（専門学校等）の選定及び日程調整は、委託者が行い、受託者に通知する）

・セミナー当日の留学生、講師の受付及び案内を行うこと。

・テキスト、配布資料を講師と調整し作成し、当日又は事前に留学生等に配布すること。

- ・セミナーにおいて講師が使用する備品等を手配すること。
- ・講師への謝金、旅費を支払うこと。
- ・上記以外に、運営に必要な一切の業務を行うこと。

【大学・短期大学】

- ・留学生が参加しやすい日程・場所を選定し、会場の手配を行うこと。
- ・参加学生の募集にあたっては、募集チラシ及び申込フォーム作成し、受付を行うこと。
- ・セミナー当日の留学生、講師の受付及び案内を行うこと。
- ・テキスト、配布資料を講師と調整し作成し、当日又は事前に留学生等に配布すること。
- ・セミナーにおいて講師が使用する備品等を手配すること。
- ・講師への謝金、旅費を支払うこと。
- ・上記以外に、運営に必要な一切の業務を行うこと。

エ 留学生に対するアンケートの検討・実施

- ・事業の効果検証のため、参加留学生に対するアンケートを作成し、配布及び回収すること。（アンケート項目は受託者の提案を踏まえ、委託者と協議の上、決定する。）
- ・アンケートの結果は取りまとめのうえ、すみやかに委託者に提出すること。

②相談窓口

ア 目的

福岡での就職を希望する留学生への総合的なサポートとして、留学生が相談できる環境を提供し、就職活動に資するよう継続的な支援を実施する。

<主な相談対応内容>

- ・就職に必要な在留資格の取得に関する情報提供や面接対策に関すること
- ・就職までの流れ（企業説明会～インターンシップ～エントリーシートの提出など）に関すること
- ・地元企業の情報提供 など

イ 対象者

市内の留学生

ウ 開設日程（予定）

毎週1回（年間60日）10：00～17：00

エ 対応人数（予定）

1日あたり10名程度

オ 実施方法

福岡よかトピア国際交流財団内に会場（窓口）を1か所設置する。相談窓口には、これまでに外国人の就職サポートの経験のある専門性を持つ相談員を配置し、対面又はオンラインで、予約制にて、留学生の相談対応を行う。

※なお、福岡よかトピア国際交流財団内の会場は、委託者が無償で提供する。

<委託業務の内容>

ア 相談窓口の設置・運営

- ・相談内容に適切に対応できる、これまでに外国人の就職サポートの経験のある専門性を持つ相談員を配置すること。
- ・相談対応内容については、相談毎の記録を作成すること。また、相談員が交代制の場合は、継続したサポートが行えるよう、相談内容等の引継ぎなどを行うこと。
- ・相談対応にあたっては、日本語が堪能でない学生に配慮すること。
- ・相談予約受付用の電話番号・メールアドレス等を準備すること。
- ・会場の設営・撤去については、施設管理者と事前打ち合わせを行い調整しておくこと。
- ・相談対応において相談員が使用する備品やオンライン相談に対応できる環境等を手配すること。
- ・相談対応の際に使用する留学生に配布する資料を収集・作成すること。
- ・相談員への謝金、旅費を支払うこと。
- ・上記以外に、運営に必要な一切の業務を行うこと。

イ 相談窓口の周知

- ・様々な広報媒体を活用し、相談窓口開設の周知を留学生に発信すること。
特に、卒業前年度の学生の利用を促す方法を提案すること。

(2) 企業へのサポート

①市内企業セミナー

ア 目的

地元企業に対して、外国人雇用に関する制度や、職場での受け入れ環境づくり等に関するセミナーを開催することにより、留学生の雇用に関する理解の促進や採用意欲の向上を図る。

イ 対象者

市内企業

ウ 実施回数・時期（予定）

回数：年間3回 時期：7月、10月、1月

エ 実施方法

市内の会場で、企業向けセミナーを実施する。（1回あたり50社程度）

<委託業務の内容>

ア セミナー内容の検討・提案

- ・セミナーの内容については、下記の内容に加え、受託者が実施目的を踏まえ、効果的と考える内容を提案すること。

（なお、セミナー内容の決定は、委託者及び受託者の双方の提案内容について、両者で協議の上、決定する。）

○外国人雇用に必要な在留資格等の知識

○職場での受入れ環境づくり

○外国人を受入れている企業や地元企業で働く元留学生の話

イ 講師の選定

・セミナー内容を踏まえ、講師を選定すること。

※ただし、最終的な決定は委託者が受託者の提案を参考に協議の上決定する。

ウ セミナーの運営、講師の調整

・企業が参加しやすい日程・場所を選定し、会場の手配を行うこと。

・セミナー当日の企業、講師の受付及び案内を行うこと。

・テキスト、配布資料を講師と調整し作成し、当日又は事前に企業に配布すること。

・セミナーにおいて講師が使用する備品等を手配すること。

・講師への謝金、旅費を支払うこと。

・上記以外に、運営に必要な一切の業務を行うこと。

エ セミナーの周知、参加企業の募集

・企業の募集対象業種は、委託者と受託者で協議の上決定すること。

・様々な広報媒体を活用し、セミナーへの参加を促す情報を企業に発信すること。

オ 企業に対するアンケートの実施

・事業の効果検証のため、参加企業に対するアンケートを作成し、配布及び回収すること。

(アンケート項目は受託者の提案を参考に委託者と協議の上決定する。)

・アンケートの結果は取りまとめのうえ、すみやかに委託者に提出すること。

(3) 留学生と市内企業との交流会

ア 目的

上記取組みにより、「就職意欲が向上した留学生」と「留学生の雇用意欲が向上した企業等」を対象とした交流の場を提供し、相互の理解を深めることを目的とする。

イ 対象者

留学生と市内企業

ウ 実施回数・時期(予定)

回数：年間3回 時期：9月、11月、2月

エ 実施方法

市内の会場で、留学生と市内企業との交流会を実施する。

(1回あたり留学生60~70名 企業15社程度参加)

<委託業務の内容>

ア 交流会の企画

・交流会の内容については、実施目的を踏まえ、効果的な内容を提案すること。

イ 交流会の運営

- ・留学生と企業が参加しやすい日程・場所を選定し、会場の手配を行うこと。
- ・留学生と企業が初めて対面する機会を考慮し、双方の情報がわかるよう工夫すること。
- ・テキスト、配布資料を作成し、当日又は事前に留学生、企業に配布すること。
- ・上記以外に、運営に必要な一切の業務を行うこと。

ウ 交流会の周知、参加企業の募集

- ・企業の募集対象業種は、委託者と受託者で協議の上決定する。
- ・様々な広報媒体を活用し、交流会への参加を促す情報を留学生と企業に発信する。

エ 留学生と企業に対するアンケートの実施

- ・事業の効果検証のため、留学生、参加企業に対するアンケートを作成し、配布及び回収すること。（アンケート項目は受託者の提案を参考に委託者と協議の上決定する。）
- ・アンケートの結果は取りまとめのうえ、すみやかに委託者に提出すること。

インターンシップ事業

外国人留学生等の地元企業への就職を支援するため、市が留学生、企業を募集し、地元企業での就業体験を実施する。就業体験後、留学生・企業双方の意向が合えば、就職につなげるもの。

(1) 事業対象者

① 外国人留学生等 ※募集・選考は福岡市が主体で実施する。

福岡市内の教育機関に在籍する、又は在籍した留学生を対象とする。

なお、下表の条件に適した者のみを対象とする。

区分	在籍・卒業校	条件	申込時点の在留資格
現役留学生	福岡市内の 大学（院）、短期大学、 専修学校（専門課程）、 日本語教育機関	①申込時点で、令和10年3月までに卒業見込みの者*1	留学
卒業生*2		②卒業後1年目で、日本での就職活動を継続している者	特定活動（就職活動）

*1 令和10年4月以降に卒業見込みの者も応募可とするが、応募者多数の場合は、①②の応募者を優先する。

*2 卒業生で、卒業後1年目に、在留資格「特定活動（就職活動）」に変更して、福岡市主催の「留学生向けインターンシップ事業」に参加し、就職活動を継続した者で、就職先が決まらず、卒業後2年目も就職活動の継続を希望する者については、「特定活動（地方公共団体が実施するインターンシップ参加を含む就職活動）」の在留資格で本事業に参加可能。（※日本語教育機関の卒業生は対象外）

② 地元企業

外国人留学生等の「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格での採用を希望し、本事業の実施場所となる事業所を福岡市内に有している企業で、外国人留学生等採用

後の配属先として福岡市内の事業所を予定している企業（以下、「地元企業」という。）

福岡市内での本事業の実施が困難な場合には、委託者と協議の上、福岡都市圏（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市）内に事業所を有する企業の参画も可能とする。その場合、当該企業が支店等の機能を福岡市内に有していることを条件とする。

<委託業務の内容>

外国人留学生等の地元企業への就業体験に係る次の業務。

なお、本業務の実施にあたり、市は、市ホームページやSNS等で広報する。また、外国人留学生等の募集・選考は市が行うが、選考の際は、受託者もオブザーバーとして同席すること。

（１）受入れ地元企業の募集・選考等の実施

外国人留学生等の採用に関心・意欲のある企業で、就業体験の受入れが可能な企業を効果的に開拓する方法を提案すること

- ① 本事業に参加する外国人留学生等（以下、「参加学生等」という。）の就業体験を受入れる地元企業（外国人材採用実績のある企業・就業体験実施後、令和9年度内に採用意向のある企業）を、チラシを作成のうえ、参加学生等が希望する業種などを想定して効果的に開拓すること。また、市が本事業を周知した企業や、「早期サポート事業」に参画した企業へもアプローチすること。

なお、令和7年度の事業により既に15社程度が参画しており、これらの企業のうち、市で継続の意向を確認できた企業については、引き続き参画企業として取り扱うものとする。

- ② 受入れ地元企業の開拓（募集・選考）にあたっては、以下ア～ウの条件を満たす受入先であるかどうか十分に審査すること。

ア 福岡市内（福岡都市圏内）にある事業所での令和9年度内の採用を念頭に置いた就業体験ができること。

イ 専門的・技術的分野等の外国人留学生等を採用する意思があること。

ウ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律及び同法律における「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（下記 URL 参照）を理解・遵守できること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601382.pdf>

（２）外国人留学生等の募集・選考の事務の実施

インターンシップのマッチング率が高まるような効果的な募集方法（時期、回数、人数など）を提案すること。

また、市が行う参加学生等の募集・選考（書類審査、面接等）に係る以下の事務を、受託者において実施すること。なお、実施にあたっては、市へ定期的に状況を報告すること。

① 募集チラシの作成

参加学生等を募集するために、本事業の内容・目的等を分かりやすく記載したチラシ（日本語、

英語の2パターン)を作成すること。

② 外国人留学生等の申込受付

申込フォームを作成し、申込を受け付けた外国人留学生等の情報を一覧にするなどして管理すること。なお、申込フォームは、市ホームページ内のリンク先に設定することとする。

③ 外国人留学生等の条件の確認

外国人留学生等が、(1) 事業対象者の①に該当するか確認を行うこと。判断に迷うケースがあった場合は、市へ連絡すること。

④ 外国人留学生等が提出する書類の確認

外国人留学生等が提出した書類について、不足や不備等がないか確認を行うこと。また、書類が外国語で記入されていた場合は、日本語への翻訳を行うこと。

⑤ 外国人留学生等の選考に係る連絡調整

外国人留学生等に対して、提出書類や、面接を実施する場合はその日程などに係る連絡調整を行うこと。

(3) 参加学生等の研修等の実施

選考を通過した参加学生等に対し、就業体験及び就職活動に必要な知識・スキルを身に付けるためのワークショップ等、参加学生等に役立つ研修を提案すること。

- ・実施にあたっては、日本語が堪能でない学生に配慮すること。また、講師による研修などを実施する場合は、同研修を録画し、途中から参加する留学生にも提供できるようにするなど配慮すること。
- ・研修については、原則すべての参加学生等に同様に実施するものとするが、追加募集により、途中参加した者については、市と協議するものとする。

(4) マッチングイベント等の実施

留学生がインターンシップ先として希望する企業を選択するためのイベントを実施し、企業と参加学生等をマッチングする場を創設すること。また、個々の参加学生等の希望・特性や、企業の求人ニーズに応じたマッチングが行われるよう、随時、留学生や地元企業への働きかけなどを行うことし、インターンシップマッチング率が高まるような効果的な手法を提案すること。

(5) 就業体験の実施

事業の目的を達成するために効果的なインターンシップの仕組み(内容、料金形態等)について提案すること、また、以下の点に留意し、参加学生等の就業体験を実施すること。

【就業体験について】

- ① 個々の参加学生等の希望・特性や企業の求人ニーズに応じて、地元企業と参加学生等を効果的にマッチングし、有償の就業体験を実施すること。なお、就業体験の期間は、1日間～30日間程度とし、個々の参加学生等及び受け入れる地元企業の意向等に応じて、個別に設定すること。また、就業体験中の参加学生等への給与相当額及び交通費は、受託者が負担すること。当初契約額における1件当たりの就業体験期間は10日間とする。

- ② 就業体験は、労働者派遣などの枠組みを用いて法令順守の上実施すること。
- ③ 就業体験で行う活動は、参加学生等が有する技術・知識などを生かせる「技術・人文知識・国際業務」等の就労を目的とした在留資格に該当する必要がある。
- ④ 就業体験後、参加学生等と地元企業との合意により、就職することができるものとする。
- ⑤ 就業体験は、参加学生等に許可されている「資格外活動」（出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号参照）の範囲内で実施すること。

【実施にあたっての注意事項など】

- ①参加学生等が就業体験を実施するにあたっては、受託者において、インターンシップ等賠償責任保険、または左記に類する保険に加入し、参加学生等が就業体験中に負った傷害等や、第三者に与えた損害に対する補償に備えること。
- ②就業体験に向けて、参加学生等が受入れ地元企業へ事前訪問を行う際には、受託者は必ず同行すること。
- ③就業体験中は、随時、参加学生等をサポートし、就業体験の状況を把握すること。
- ④受託者は、参加学生等や地元企業からの各種相談に対応できる相談体制を整備すること。通話機能のないスマートフォンでも相談できるようにするなど、参加学生等が相談しやすい体制とすること。
- ⑤参加学生等が適法に就業体験に参加できるよう、出入国管理関係法令をはじめとする在留管理制度や労働関係法令を遵守すること。
- ⑥就業体験実施後、受託者は参加学生等の就職希望を確認し、希望がある場合には、企業の採用意向を確認のうえ調整すること。

（6）その他の事業

上記の（1）から（5）までの業務以外で、参加学生等の地元企業への就職支援推進を目的とした事業を必要に応じて実施すること。

6 事後調査

早期サポート事業、インターンシップ事業において支援した企業及び外国人留学生等について、採用状況等の調査を行い、市へ報告すること。

7 市への報告等

（1）年間スケジュールの策定

年間スケジュールを作成し、市に提出すること。

（2）事業報告等

事業を円滑に実施するために、適宜、市に進捗等を報告すること。また、3ヶ月ごとに報告書を作成し、市に報告すること。

（報告月：7月、10月、1月、3月）。

8 再委託

業務委託の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、市の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ① 本業務の全部又は主たる部分を再委託すること。

9 委託料の支払

- (1) 委託料は、事業運営にかかる固定費相当委託料及び就業体験実施実績にかかる変動費相当委託料により構成する。
- (2) 当初契約額は固定費相当委託料及び変動費相当委託料の総額とする。
- (3) 変動費相当委託料は、参加学生等の給与相当額、交通費、インターンシップ等賠償責任保険料により構成するものとし、目標件数で除した額を1件当たりの単価とする。変動費相当委託料の総額は、就業体験実施件数に1件当たりの単価を乗じて得た額とする。なお、当初契約額における就業体験実施件数は目標値（25件）とする。
- (4) 就業体験の実施件数が目標値（25件）を超える場合は、目標値を超える見込みとなった時点で、市に報告を行うこと。

10 その他

- (1) 事業の実施にあたっては、出入国管理及び難民認定法、同法施行規則、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ書面にて定める。